

徳島市行財政健全化基本計画2005

平成17年9月

徳 島 市

目 次

行財政健全化の必要性	1
1 これまでの取組み	1
2 市政を取り巻く環境変化	1
3 行財政悪化の原因	2
4 財政収支見通し	4
5 健全化の必要性	5
行財政健全化の計画概要	6
1 行財政健全化の目指すもの	6
2 行財政健全化の視点	7
3 行財政健全化計画の構成・期間・目標	8
行財政健全化の方策	10
1 小さな市役所の構築	10
2 効果的な事務事業の推進	13
3 歳入の確保	14
4 行政運営機能の強化	16
5 市民の参画と協働の推進	18
行財政健全化の推進体制と進行管理	20
1 推進体制	20
2 進行管理	20
資 料	21
1 徳島市の財政状況・部門別職員数の状況	22
2 財政危機宣言	27
3 行財政健全化の基本方針	28
4 徳島市行財政健全化推進体制	31
5 徳島市行財政健全化市民会議 設置要綱・委員名簿	32
6 徳島市行財政健全化推進本部 設置要綱	34
7 徳島市行財政健全化プロジェクトチームの設置について	35
8 用語解説	36

行財政健全化の必要性

1 これまでの取組み

本市は、これまで、厳しい財政状況を克服するため、効果的な行財政運営のための指針として、平成8年3月に「徳島市新行財政運営システム構築大綱」を策定し、平成8年度から概ね3年間、この大綱に基づき行財政全般についての見直しを行いました。

また、平成11年2月には、「行政体質の改善」として9項目の具体的な重点取組事項を掲げ、それを中心に行政改革を進めてきました。その主な取組みとしては、職員数の削減(平成11～17年度までに197人の削減)や特殊勤務手当の適正化(55種類、104項目を20種類、56項目に見直し)などを実施してきたほか、行政評価システムの導入により市民の目線に立った事務事業の見直しや、公共工事コスト縮減対策に関する行動計画を策定し、一定のコスト縮減などに取り組んできました。

さらに、予算編成にマイナスシーリングを導入するなど、一般会計予算では平成13年度以降は実質的に5年連続で対前年度マイナスとし、予算総額を抑制してきました。

しかしながら、これまでの取組みは、一定の成果があったものの、本市の財政悪化の主たる原因である義務的経費の増加などへの抑制策として十分であったとはいえませんでした。

2 市政を取り巻く環境変化

平成12年4月の地方分権一括法の施行から本格的に始まった地方分権改革により、地方自治体においては、自立した行財政運営への転換を図り、地域の主役である住民のニーズに適切に対応した行政サービスを提供することが求められています。

一方、国では、バブル崩壊後の負の遺産から脱却し、日本経済の新しい躍動の時代を目指し、「官から民へ」「国から地方へ」の構造改革を進める中で、三位一体改革による地方分権の推進と併せ、平成16年12月に「今後の行政改革の方針」を決定するとともに、平成17年3月には、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を策定し、国・地方を通じた行財政改革の取組みを強力に推進しているところです。

本市においても、こうした地方分権や構造改革の潮流の中で、市民が夢と希望を語る元気で誇りあるまちづくりを進めるためには、抜本的な行財政改革を行い、現在の厳しい財政状況を早期に克服し、将来を見据えた健全な行財政運営を確立することが急務となっています。

3 行財政悪化の原因

今後、本市が取り組む行財政の健全化に対する市民の皆さまのご理解とご協力を得るためには、本市の危機的な財政状況を招いた行財政悪化の原因を明らかにすることが必要です。

その主たる原因は、次の4点に整理することができます。

(1) 主要一般財源収入の減少

景気の低迷や国の財政再建、交付税改革などの影響により、市税、地方交付税やその振り替えである臨時財政対策債などを含めた主要一般財源収入が減少を続けており、平成12年度（611億円）から16年度（578億円）までの4年間で33億円も減少しました。

特に、自主財源の根幹をなす市税収入は、平成9年度の436億円をピークに減少しており、平成16年度では399億円になっています。

主要一般財源収入は、行政運営を行うための基本的な財源であり、その減少は、本市財政に厳しい影響を及ぼしています。

(2) 高水準の義務的経費

歳出における義務的経費（人件費、扶助費、公債費）については、支出が義務づけられ簡単に削減ができない経費であり、本市では歳出に占める割合が非常に大きく、過去10年間50%前後の高水準で推移し、平成16年度決算では歳出総額の57%を占めています。このことを反映して、財政の硬直度を示す経常収支比率は、平成16年度決算で93.4%と極めて高い値となっており、財政構造の弾力性が失われつつあります。

特に「人件費」は、施設の維持管理などについて、直営による市民サービスの提供を行ってきたことなどにより、職員数は類似都市と比較して多くなっており、その結果、平成15年度歳出総額に占める人件費の割合は、24.5%であり、県庁所在都市中3番目に高い状況となっています。なお、経常収支比率のうち人件費分は35.0%と、県庁所在都市中2番目に高い状況（平成15年度決算ベース）となっています。

また、「扶助費」は、生活保護費や法定児童扶養手当など、社会保障制度の一環としての経費であり、現在の社会情勢や停滞している経済状況などにより、その増加に歯止めがかからないのが現状です。平成15年度歳出総額に占める割合は、18.5%であり県庁所在都市中11番目に高い状況となっています。

(3) 特別・企業会計に対する繰出金の増加

本市では、一般会計とは別に9つの特別会計と7つの企業会計を設置しています。これらの特別・企業会計に対する一般会計からの繰出金は毎年増加している状況にあり、平成16年度決算では、120億円の繰出しをしており、一般会計の相当な負担となっています。

平成15年度の市民一人あたりの繰出金の額を比較した場合、類似都市が3万8千円であるのに対し、本市は4万5千円とかなり高い状況にあります。

(4) 前例踏襲的な行財政運営

地方自治体は、住民に身近な行政主体として、効果的な行政運営、持続可能な財政運営を行い、多様化・高度化する社会経済情勢への変化に的確に対応していかなければなりません。

しかしながら、本市の行財政運営は、市民サービスをはじめ、大半の事務事業を継続することに重点を置いて進めてきたため、その結果として、時代に即応した行財政システムとなっていませんでした。

また、地方分権時代が本格化していく中で、組織としての「危機・コスト・競争・改革」の各意識が十分醸成されておらず、急激な時代の変化に対応できる財政運営・行政体質・職員体質となっていなかったことも否定できません。

4 財政収支見通し

(1) 厳しい本市の財政状況

本市の収支決算については、平成元年度以降、市の貯金である財政調整基金などを毎年取り崩して、収支の均衡を保っているのが実態であり、同基金の取崩しを除いた実質単年度収支は、毎年度赤字となっています。

今後においても、市税収入や地方交付税などの主要一般財源収入の大幅な伸びは期待できず、一方では、東南海・南海地震などの防災対策や少子・高齢化に対応する経費の増加、団塊世代の退職に伴う退職手当など、多額の財源を必要とする課題が山積しており、現状では危機的な財政状況を避けることはできません。

(2) 今後の財政収支見通し

平成17年度当初予算をベースとした年間収支見込をもとに、平成21年度までの財政収支を試算してみると、仮に現状のままの財政運営を行った場合、平成19年度には財政調整基金が底をつき、平成21年度には財源不足額が100億円を突破することが見込まれ、民間企業の「倒産」にあたる財政再建準用団体に該当することとなります。

財政再建準用団体になった場合には、国の同意を受けた再建計画に基づいて予算を調製することが義務づけられ、国の強い指導監督の下で、市民ニーズに関係なく財政再建が最優先され、行政サービスやその提供体制の過度の見直し、市民が日々利用する公共施設の維持補修もできなくなるような歳出の削減、また、使用料・手数料の大幅な値上げなど市民負担の増大も強いることとなり、本市としての主体的な行財政運営ができなくなる恐れがあります。

財政収支試算（一般会計・一般財源ベース）

（単位 億円）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
歳入 A	580	582	582	585	588
歳出 B	597	610	627	639	629
収支(A - B) C	17	28	45	54	41
累積収支 (基金充当後)	17 (0)	45 (0)	90 (41)	144 (95)	185 (136)

【財政再建準用団体】↑

今後の経済情勢や地方財政制度の動向などにより変動します。

5 健全化の必要性

本市の財政は、非常に厳しく危機的な状況にあり、近い将来には自治体としての「破綻」が待っています。

また、平成12年4月に施行された地方分権一括法を契機とした地方分権時代の到来により、地方自治体には一層の自主性や主体性が求められており、政策課題を市民と連携しながら、効果的かつ効率的に処理できる行政体質へ転換を図る必要があります。

このようなことから、抜本的に財政の健全化及び行政改革を断行するため、本年2月に「財政危機宣言」（P27参照）を行い、併せて「行財政健全化の基本方針」（P28参照）を定めました。

本市では、この基本方針に基づき、健全化の方策を具体的に推進するための「行財政健全化基本計画2005」を策定し、行財政健全化への取組みを進めていきます。

行財政健全化の計画概要

1 行財政健全化の目指すもの

本市における行財政健全化の取組みは、財政健全化による財政再建準用団体への転落回避を最優先の目標としつつ、そのみが目的でなく、単なる合理化や縮減といった後ろ向きの姿勢でもありません。将来を見据えた健全な行財政運営を確立するとともに、新時代の県都にふさわしい行財政運営システムを再構築することにより、次の3つの、新しい「まち（市民）」・「ぎょうせい（市役所）」・「ひと（職員）」の創造を目指します。

(1) まち（市民）

長引く景気低迷とともに、国では財政再建が進められ、各地方自治体においても厳しい行政改革が叫ばれる中、今まさに、わたしたちとくしまに、元気と誇りを呼び起こすときであり、私たち自身の手で、新しい明るい徳島の未来^{あす}を切りひらいていくことが求められています。

このため、望ましい都市・市民像として、

市民が主役で夢と希望を語れる元気で誇りあるまち（市民）

を目指します。

(2) ぎょうせい（市役所）

これまでは、法令・通達による多くの規制・制約の中で、国や県の指示に従い、地域を「運営」してきましたが、今後は、本格的な地方分権時代の到来や国・県との上下関係から対等の関係への移行などを背景に「考える市役所」として、市独自の判断で施策を決定・実行し、地域を「経営」していくことにより、魅力あるまちづくりを進めることが、行政・市役所に求められている、あるべき姿です。

このため、望ましい市役所像として、

地域運営主体から地域経営主体としてのぎょうせい（市役所）

を目指します。

(3) ひと（職員）

全体の奉仕者としての原点に立ち返り、その能力と意欲を高め、自ら進んで、市民のために、やりがいを持っていきいきと働く職員、これこそが、私たち市役所に働く全ての職員に求められている、あるべき姿です。

このため、望ましい職員像として、

やりがいをもちいきいきと働くひと（職員）

を目指します。

2 行財政健全化の視点

健全化の視点とは、行財政健全化を推進するうえでの基本姿勢、軸足を明確化したものであり、本市における行財政健全化を推進するにあたっては、特に、次の4つの視点に留意して、健全化の取組みを進めていきます。

(1) 市民協働・市民自治の推進

真に住みやすいまちづくりを行うには、市民と行政が協働・連携して取り組んでいく必要があります。このため、「自分たちのまちは、自分たちのために、自分たちの役割において、自分たちの手でつくる」という市民の自主性を尊重した行財政運営への転換を図ります。

(2) 徹底した効率性の追求

地方自治体は住民からの税を行政サービスとして還元し、住民の福祉増進に努めており、限られた貴重な行政資源で対応するためには、最少の経費で最大の効果をあげる必要があります。

このため、行政サービスの質の確保、公益性の確保という責務を果たすうえで、本市が直接、サービスの供給主体であり続けるかの検証を行い、効率化に向けたあらゆる手法を検討します。

(3) 自主性・自立性の確保

地方分権時代が本格化し、自治体の自己決定権が拡大される中で、個性的かつ魅力的なまちづくりを進め、地域間競争に打ち勝っていかなければなりません。

このため、自己決定・自己責任のもと、市民生活や地域の特性に根拠をおいた施策を推進できる自立した自治体の確立に向けた取組みを進めます。

(4) 持続可能な財政運営

少子・高齢化社会における市民の意識や生活様式の変化に対応するとともに、今後生ずるであろうさまざまな行政需要に応え、豊かな市民生活を実現するためには、まず何よりも財政面での体力を強化することが必須です。

このため、将来にわたって持続可能な財政構造への転換を早急に図り、未来を担う子供たちに健全な財政を引き継ぎます。

3 行財政健全化計画の構成・期間・目標

(1) 計画の構成

行財政健全化計画は、基本方針、基本計画、実施計画で構成します。

① 基本方針

基本方針は、財政危機宣言のもと、本市の目指すべき行財政健全化の方向を定め、その実現のための方策を明らかにしたものです。

② 基本計画

基本計画は、基本方針に基づき、行財政健全化の方策を具体的に推進するため、行財政健全化の基本的な取組項目を総合的・体系的に示したものです。

本書がこれにあたります。

③ 実施計画

実施計画は、基本計画を計画的・効率的に推進するため、行財政健全化に向けた具体的な取組項目と、その目標年度、目標数値などを明らかにしたものです。

実施計画は、毎年度進行管理を行いながら、着実に実施します。

(2) 計画の期間

計画期間は、平成18年度から平成21年度までの4年間とします。この期間を「行財政健全化集中取組期間」と位置づけ、行財政の健全化に集中的に取り組みます。

(3) 実施計画策定にあたっての目標

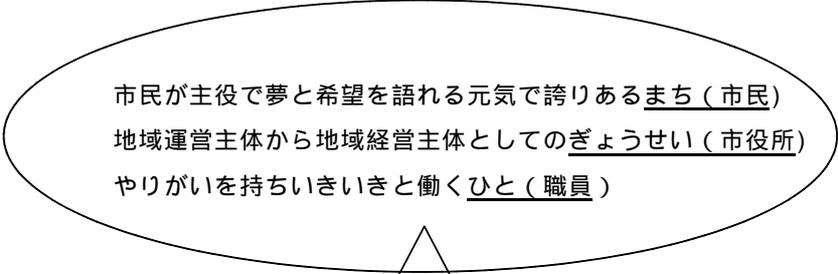
本市の財政硬直化の要因である職員数について、まず、職員配置の見直しを行い、職員数削減の観点から、外部委託（アウトソーシング）の推進や施設管理方法の見直しなどを実施し、採用を極力抑制することにより、職員数の10%削減（行財政健全化集中取組期間においては、職員数の7%以上の削減を目標）を目指し、総人件費を抑制します。

こうした、総人件費の抑制など、徹底した経費の削減と歳入の確保を図ることにより、最優先として、財政収支試算で見込んだ平成21年度における基金充当後の赤字額136億円を上回る財源の確保を図ります。

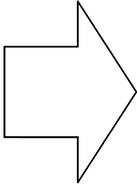
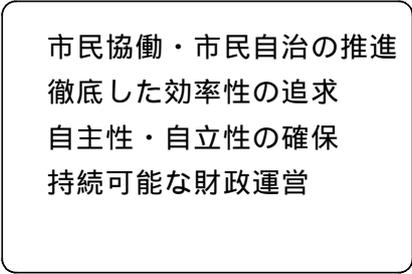
このことにより、行政サービスの質の向上と量の確保を図り、景気変動やさまざまな制度変更に対応可能で未来を見据えた持続可能な行財政運営を推進します。

〔行財政健全化計画のイメージ〕

行財政健全化の目指すもの

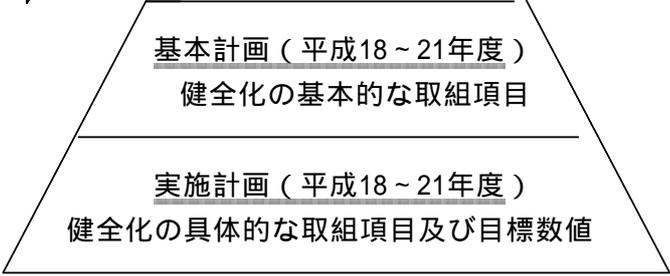


行財政健全化の視点



基本方針（健全化の方策）

- ① 小さな市役所
- ② 効果的な事務事業の推進
- ③ 歳入の確保
- ④ 行政運営機能の強化
- ⑤ 市民の参画と協働



← 行財政健全化計画 →

行財政健全化の方策

1 小さな市役所の構築

(1) 徹底した内部努力（総人件費の抑制）

① 効率的・機動的な組織の再編

新たな行政課題や高度化・多様化する市民ニーズに的確にこたえていくため、簡素で効率的な組織編成、横断的な支援体制を確立し、組織の機動性を向上するとともに、全庁・各部局における政策立案機能や総合調整機能を強化します。

② 執行体制の見直し

意思決定の迅速化と業務の効率化を図るため、権限の適切な配分、行政課題に即応した職制のあり方などの検討を行います。

③ 行政需要に対応した職員配置

直営方式の抜本的な見直し、積極的な外部委託（アウトソーシング）の推進、組織の再編、事務事業の見直し、電子市役所の推進などにより、職員数の削減に積極的に取り組むとともに、「定員適正化計画」を策定し、行政需要に対応した効果的な職員配置を実現します。

④ 給与の適正化

給与の抜本的な見直しを行い、市民の理解が得られるよう一層の適正化に取り組めます。

ア 給料の適正化

給料については、その職務の性格や内容を踏まえつつ、国や他都市の同種の職員との均衡にも留意しながら、適正化を図ります。

イ 諸手当等の適正化

特殊勤務手当や出張旅費などの諸手当等の支給のあり方を再点検し、抜本的な見直しを行う中で、適正化を図ります。

ウ 能力・業績の反映

地方自治体においてもより客観的な人事評価制度の確立が求められていることから、能力・業績を給与に反映させる仕組みを検討し、職員がやりがいを持って仕事に取り組める環境を整備します。

⑤ 公共調達・公共工事の効率化

公共調達については、入札・契約手続きの公平性、競争性、透明性を高めるため、電子入札制度の対象範囲を拡大するとともに、調達方法・調達手続の一層の効率化を進めます。

公共工事については、平成15年9月に国が決定した「公共事業コスト構造改革プログラム」を踏まえたコスト縮減計画の見直しを行い、建築単価を含めた公共工事コストを縮減します。

⑥ 福利厚生事業等の見直し及び内部管理経費の縮減

福利厚生事業等については、市民の理解が得られるよう徹底的な見直しを行うとともに、事務経費（消耗品、備品、印刷費など）の削減や、平成13年度に策定した「徳島市エコオフィスプラン」に基づく電気エネルギー使用量の削減等の庁舎の維持管理経費の縮減など、全職員が一丸となった経費の縮減に努めます。

(2) 民間活力の積極的な導入

本市の行財政健全化の大きな柱として「民間でできるものは民間で」という観点に立ち、これまで本市が直営で実施してきた事務・事業全般について総点検を行い、行政責任の確保ができ、

- ・ 市民サービスの適切な水準が確保できる
- ・ 人件費などの経費を削減できる
- ・ 事務処理効率が向上する
- ・ 外部の専門的知識や技術の活用が図れる
- ・ 自治の振興や市民との協働の強化が図れる

と判断される事務・事業について、積極的に外部委託（アウトソーシング）を推進します。

(3) 公共施設の見直し

現在、本市が管理している公共施設について、施設の設置目的、配置、事業内容、利用実態などを検証し、施設の統廃合を含め抜本的な見直しを行います。

また、施設の管理にあたっては、指定管理者制度を導入するなど、より一層の市民サービスの向上及び経費の削減を図ります。併せて、公共施設の整備にあたっては、PFI手法などの民間活力の活用による効率化にも努めます。

(4) 特別会計の健全化及び公営企業、外郭団体の経営改善

① 特別会計の健全化

特別会計（国民健康保険事業、下水道事業、食肉センター事業、介護保険事業など）については、受益者負担の適正化、収納率の向上などによる歳入の確保、事業の見直しなどによる経費の削減により健全化を推進し、一般会計からの繰出しの抑制を図ります。

② 公営企業の経営改善

公営企業（病院事業、水道事業、旅客自動車運送事業など）については、民間との役割分担を考慮しつつ、中長期経営計画の策定や民間的経営手法の導入などによる経営の効率化・合理化を図り、一層の自助努力による独立採算制の基本原則に立った経営改善に努め、一般会計からの繰出しの抑制を図ります。

引き続き、経営の総点検を行い、必要に応じ経営形態のあり方を検討します。

③ 外郭団体の改革

公社などの外郭団体については、指定管理者制度の本格的な実施も踏まえ、運営に対する市の関与を縮減し、団体自らが経営目標を明確にしつつ事業の効率化や運営の適正化・活性化を主体的に行うよう自立を促します。

また、団体の目的、事業内容、果たしている役割、職員の状況、民間の状況などを点検し、必要性が薄れているものについては、統廃合も含めて検討します。

2 効果的な事務事業の推進

(1) 施策の適正選択

厳しい財政状況を踏まえ、市民が望む行政需要を的確に把握し、ソフト・ハード両面において再検討を行い、限られた行政資源「人材（ヒト）・資産（モノ）・財源（カネ）・情報（ジョウホウ）」を効果的に活用します。

ソフト面については、市民ニーズに的確に対応したサービス提供となるよう、対象分野の重点化を図ります。

また、ハード面についても、道路や下水道等の都市基盤・魅力ある公共施設などの整備や防災対策は、本市の発展や安全・安心のまちづくりに欠かせないものです。このため、既存ストックの活用や徹底したコスト縮減を図るとともに、国の交付金の確保などに努め、将来の財政負担を考慮しながら効果的に整備を進めます。

(2) 事務事業の見直し

市民ニーズが多様化・複雑化する中で、既存の事務事業については行政評価システムなどを活用し、その必要性・効率性を精査し、事務事業の整理や類似事業の統合化を図ります。

また、前例踏襲的な事務事業の執行をなくし、スクラップ・アンド・ビルドの観点から、事務事業を立案・実施するとともに、事務事業の終期を設定するサンセット方式を拡充します。

(3) 補助金等の整理・合理化

各種団体の自主性・独自性を担保しながら、補助金等の事業の内容、目的、行政の責任分野や経費負担のあり方、行政効果などを十分に精査するとともに、補助年限を定めるなど、補助金等の整理・合理化を進めます。

3 歳入の確保

(1) 税収等の確保

① 課税客体的確な把握

税収の確保を図るため、固定資産税や市民税などについては、国・県などの関係部署との連携や現地調査などにより、より一層の課税客体的確な把握に努めます。

② 収納率の向上

市税・国民健康保険料・住宅使用料などの徴収については、徴収体制の整備を図り、滞納者に対してはきめ細かな接触を行い、臨戸訪問や差押え・公売などによる滞納整理対策を強化します。

また、口座振替制度の推進など収納サービスの充実に努め、より一層の収納率の向上に取り組みます。

(2) 適正負担の推進

① 使用料・手数料の見直し

使用料・手数料については、適正な負担水準となるよう常に見直しを行い、市民負担の公平性の確保に努めます。

② 受益者負担の適正化

行政サービスの受益を受ける者と受けない者との公平性の確保の観点などから、制度や施設の状況を踏まえ、他自治体の動向や市民への影響を十分把握した上で、行政サービスに対する受益者負担の適正化を図ります。

(3) 財産収入の確保

① 遊休財産の有効活用

一定の期間使用する予定がない財産については、積極的な情報提供を行い、貸し付けや他の目的による利用など、市全体として財産の有効活用を図ります。

② 未利用財産の計画的な処分

将来にわたり本市財産として活用の見込みがない未利用地などについては、積極的に公売などによる処分を行い、財産収入の確保を図ります。

(4) 財源の確保

本市の財政基盤の強化の観点から、国の交付金制度の積極的な活用や広報紙やホームページへの広告掲載など、新たな財源の確保・拡充について検討を進めます。

また、本市がこれまで積み立ててきた各種基金を必要不可欠な事業の財源として

有効活用を図ります。

さらに、目標数値を設定し、市民に公表して行財政改革に取り組む地方公共団体にのみ起債が認められる財政健全化債などの活用により、負担の平準化を図りつつ健全化を進めます。

4 行政運営機能の強化

(1) 職員の意識改革、人材の確保・育成

① 職員意識の高揚

全体の奉仕者であるとの原点に立ち返り、職員一人ひとりが責任感と意欲をもち、高い倫理観を持ちながら業務を遂行し、かつ経営感覚を身につけ、質の高い行政サービスを提供するための能力を高めるなど、公務員意識のより一層の向上を図ります。

② 人材の確保・育成の推進

ア 人材育成基本方針の策定

本格的な地方分権時代にふさわしい政策形成能力や経営管理(マネジメント)能力、環境変化への適応能力を備えた人材を戦略的に育成するとともに、職員の意欲と能力を最大限に引き出すため、能力・実績を重視した人事管理・評価制度、計画的な能力開発などを定めた人材育成基本方針を策定します。

イ 職場環境の整備

人事部門と研修部門の緊密な連携、政策情報・政策決定事項などが速やかに周知・伝達されるシステムや職員提案制度の充実、情報交換や議論が活発に行われる職場づくりなど、職員のやる気や自己啓発意欲を育てる職場風土の醸成を図ります。

ウ 人材の確保と活用

市職員として求める職員像を明確にし、知識だけでなく人物評価にも重点を置いた選考方法による質の高い人材の確保とともに、これからの自治体職員に求められる創造性・先見性・専門性を有する人材の外部登用や職員の適材適所による人材活用を図ります。

エ 研修制度の再構築

現行の研修制度の見直しを行い、人材育成基本方針を踏まえた研修制度の再構築を進めます。

(2) 窓口機能の強化

① 窓口機能の一元化

行政への各種申請・届出などの窓口手続きを一元化することにより、事務手続きの簡素化・迅速化を図り、市民サービスの向上を目指します。

② 窓口サービスの拡大

より一層の市民の利便性の向上のため、窓口開設時間の延長など、窓口サービスの拡大に向けた検討を進めます。

(3) 電子自治体の推進

① 情報基盤の整備

電子自治体を支える情報通信基盤や情報機器の整備を推進し、事務の標準化・簡素化・迅速化による全庁的な業務改革を進めるとともに、市民サービスの質の向上と効率化を図ります。

② 行政手続のオンライン化等の推進

インターネットを利用して、自宅や職場などから時間を問わず、各種の申告・申請・届出や施設予約ができる行政手続のオンライン化について検討を進めます。

また、市政情報の提供や市民からの広聴の手段として、インターネットの活用を積極的に進めます。

③ 情報セキュリティ対策の徹底

平成16年4月に策定した「徳島市セキュリティポリシー」に基づき、情報セキュリティ対策が継続的かつ効果的に実施されるよう、管理体制の整備、職員の意識づけなどを徹底します。

5 市民の参画と協働の推進

(1) 積極的な情報公開・説明責任

① 情報公開の推進

ア 情報公開の推進と積極的な情報提供

情報公開制度の充実を図るとともに、市政への理解を深め、市民に信頼される市政のため、市民と行政の情報の共有化をさらに推進し、市政に関する情報を積極的に提供します。

イ 広報活動の充実

本市の広報紙・ホームページについて、市民の視点から、これまで以上に、わかりやすく、親しみやすい内容への改編や紙面の充実などを図ります。

ウ 個人情報の適正管理

平成17年に改正した「徳島市個人情報保護条例」の適正な運用により、本市が所有する個人情報の適正管理を行います。

② 説明責任の履行・向上

ア 行政手続きの適正化

平成11年に制定した「徳島市行政手続条例」に基づき、処分などの行政手続きについて、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、今後も審査基準や標準処理期間などの見直しを行いながら、適正な運用を図ります。

イ パブリックコメント制度の導入

本市の重要な政策などの計画・立案にあたり、広く市民・関係者などから意見を求め、政策などに反映させるためにパブリックコメント制度の導入を進め、政策形成過程における透明性及び公正性の向上を図ります。

ウ 説明責任の向上

市民にわかりやすく透明性の高い市役所を目指し、パブリックコメント制度を活用し市政における政策形成過程を積極的に公表していくとともに、行政評価システムによる事務事業等の評価結果を公表することなどを通して、市民へ十分な説明責任を果たしていきます。

(2) パートナーシップの確立

市民と行政が対等のパートナーとして、共通する社会的目的の実現に向けて協働によるまちづくりを進めます。

① 市民と行政の協働エリアの拡大

互いの役割分担と責任分野を明確にしながら、市民と行政の協働エリアを拡大します。

② 市民参加の環境整備

市民との協働によるまちづくりを推進するため、市民自ら主体的、自主的に地域づくりに参画できる環境の醸成に努めます。

③ 市民リーダーの育成・支援

市民との協働のまちづくりを進めていくには、協働のパートナーでもあるNPO、ボランティア団体の活動力や組織力などの向上が必要であるため、責任ある市民活動の担い手として、市民リーダーの育成・支援を進めます。

④ 協働事業の浸透

行政の意識改革を進めるため、協働に関する職員研修の充実や協働ガイドラインの作成、全庁的な推進体制の強化などを行い、協働事業の浸透を図ります。

⑤ コミュニティ活動の支援・促進

地域の特性を生かしたコミュニティづくりを進めるため、コミュニティ活動の支援・促進を行い、市民の自治意識の高揚を図ります。

行財政健全化の推進体制と進行管理

1 推進体制

本市内部の全庁的な体制として、市長を本部長とする「行財政健全化推進本部」及びその下部組織である「行財政健全化プロジェクトチーム」を存続し、行財政健全化への取組みを一層推進します。

さらに、今後の本市の行財政運営を効率化・活性化するため、「行財政健全化推進本部」の役割に経営的な視点からの行財政運営の推進を加え、経営改革という観点から民間的経営手法などを積極的に導入し、限られた行政資源「人材（ヒト）・資源（モノ）・財源（カネ）・情報（ジョウホウ）」を効果的に活用します。

また、平成17年4月に設置した「徳島市行財政健全化市民会議」を行財政健全化計画の進ちょく状況の評価や取組事項、進行管理に対する意見・提言を行う機関として存続します。

2 進行管理

本計画を具体的に推進するため、平成18年度から平成21年度までの4カ年（行財政健全化集中取組期間）を計画期間として、行財政健全化へ向けた具体的な取組項目、その目標年度、目標数値などを明確に設定した「行財政健全化実施計画」を策定します。

この実施計画は、毎年度進行管理を行いながら、着実に実施します。

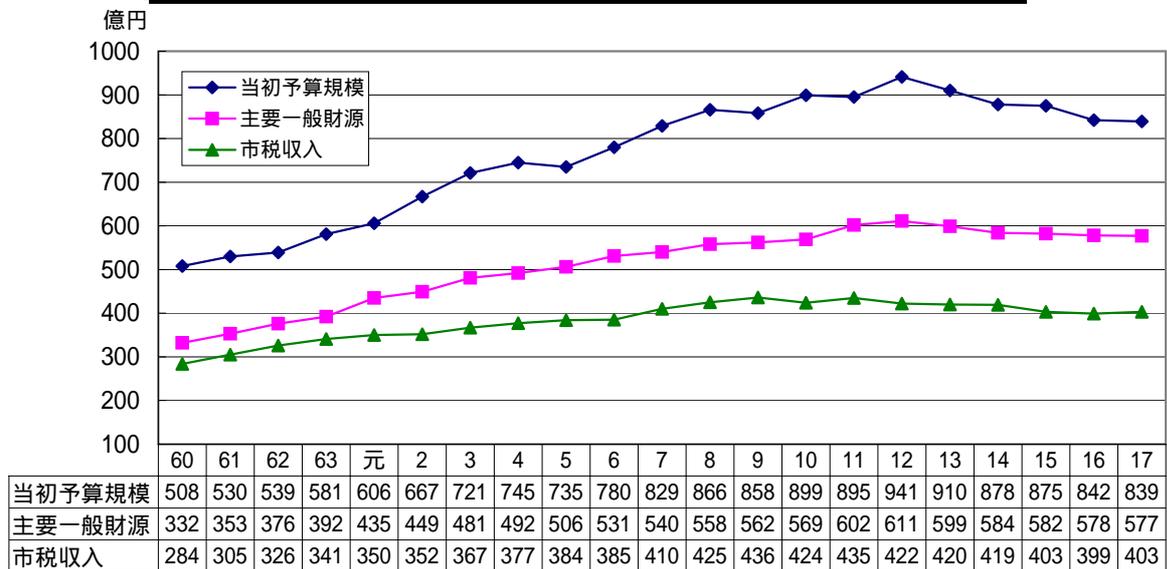
行財政健全化の進ちょく状況については、適宜、議会に報告するとともに、広報紙、ホームページなどを通じて、市民に分かりやすい形で公表します。

資 料

- 1 徳島市の財政状況・部門別職員数の状況
- 2 財政危機宣言
- 3 行財政健全化の基本方針
- 4 徳島市行財政健全化推進体制
- 5 徳島市行財政健全化市民会議 設置要綱・委員名簿
- 6 徳島市行財政健全化推進本部 設置要綱
- 7 徳島市行財政健全化プロジェクトチームの設置について
- 8 用語解説

1 徳島市の財政状況・部門別職員数の状況

表1 一般会計当初予算規模と市税収入等の推移



- ・主要一般財源収入とは、国庫補助金等の特定財源と異なり、用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる収入。(市税、地方交付税、利子割交付金、地方譲与税、臨時財政対策債など)
- ・平成16年度予算は、6月補正後で減税補てん債借換え分43.8億円を除く実質の予算規模。形式規模は886億円。

表2 主要一般財源収入の状況

(単位 億円)

	H12	H13		H14		H15		H16	
	決算額	決算額	増減	決算額	増減	決算額	増減	決算額	増減
1 市税	422	420	2	419	1	403	16	399	4
2 地方交付税	103	83	20	80	3	70	10	73	3
3 利子割交付金	25	25		6	19	4	2	4	
4 減税補てん債	5	5		5		6	1	5	1
5 臨時財政対策債		10	10	23	13	45	22	33	12
6 その他交付金、譲与税等	56	56		51	5	54	3	64	10
主要一般財源 計	611	599	12	584	15	582	2	578	4

- ・主要一般財源収入は、平成13年度に初めて前年度を下回って以来、4年連続で減少。

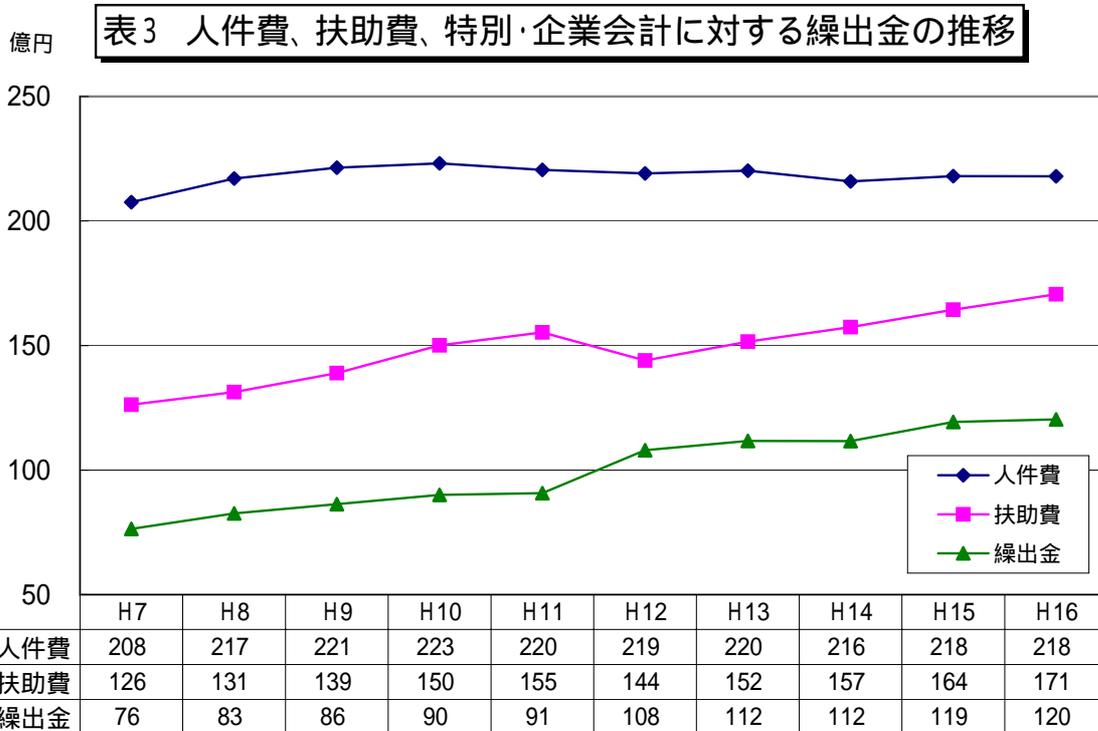


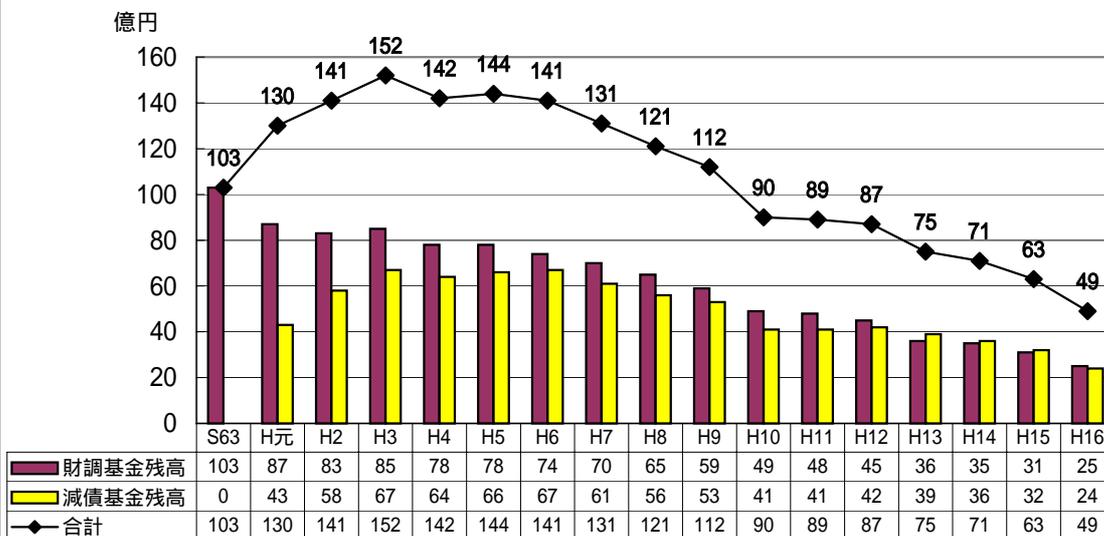
表4 一般会計決算収支の状況

(単位 億円)

区 分	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
1 実質単年度収支	3	12	3	3	5	4	7	10	1	8	10	3	4	7
2 財政調整基金取崩額	8	14	5	8	7	8	8	13	3	6	10	3	5	8
3 財政調整基金残高	85	78	78	74	70	65	59	49	48	45	36	35	31	25

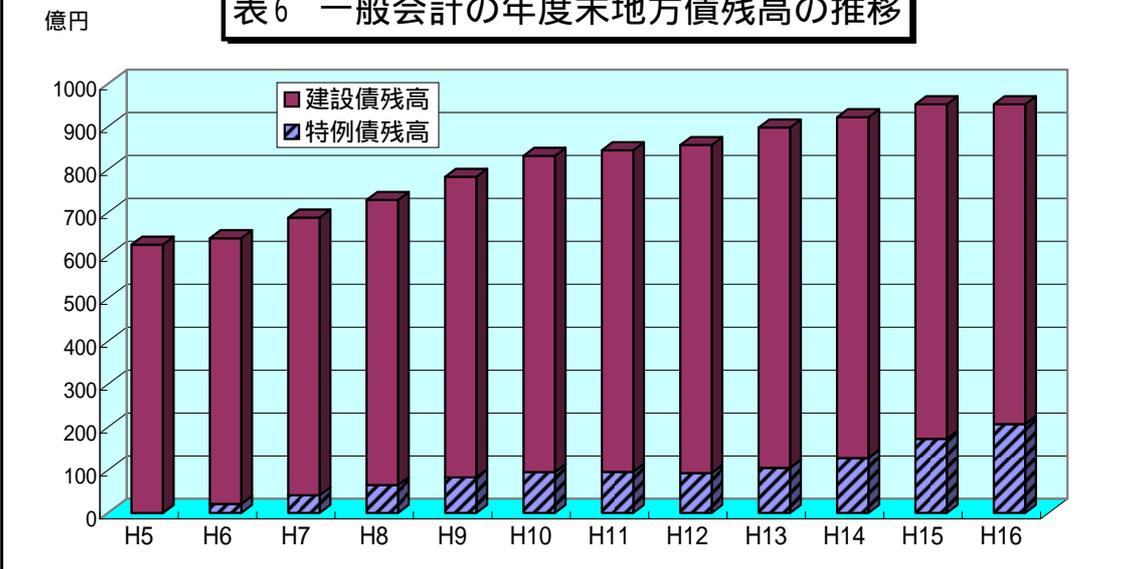
- ・徳島市の一般会計の決算収支は、オイルショック後の昭和48～52年度は実質収支で赤字。
- ・バブル経済崩壊後の長引く景気低迷の影響及び国の財政再建、交付税改革等により、大幅な財源不足が生じ、平成元年度以降は、市の貯金である財政調整基金等を毎年取り崩して、収支の均衡を保っているのが実態。
- ・そのため、財政調整基金の取り崩しを除いた実質単年度収支は、平成元年度以降、毎年度赤字。

表5 財政調整基金・減債基金の年度末残高



・財政調整基金は、ピーク時の昭和63年度の103億円の1/4以下まで減少。
 ・市債の償還に充てるための減債基金と財政調整基金の計では、平成3年度の152億円がピークで、平成16年度末には約1/3の49億円程度に減少。

表6 一般会計の年度末地方債残高の推移



(単位 億円)

	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
特例債残高	0	21	41	65	83	95	96	93	105	128	173	207
建設債残高	625	619	647	664	700	737	749	764	793	794	779	743
計	625	640	688	729	783	832	845	857	898	922	952	950

・近年、多額の特例債の発行により、その残高が急激に増加している。
 ・一方、建設債の残高は、投資事業の抑制効果から、平成14年をピークに大幅に減少している。

(特例債)市税の減税を補てんするための減税補てん債、地方交付税の振り替えである臨時財政対策債等で、財源不足を補てんするための赤字地方債だが、元利償還額に対して100%交付税措置がある。

財政指標の状況 (類似団体比較)

類似団体：総務省において「人口」「産業構造」を基準として、地方公共団体を類型分類したもの。
本市の類似団体は、平成13年度決算以降「福島市」と「市原市」であるが、この表では、同類型ではあるが区分されている中核市の「郡山・長野」及び特例市の「山形・前橋」を含んでいる。

区分		H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
公債費比率 (%)	徳島市	15.2	14.4	14.1	13.8	14.3	14.0	13.9	14.5	14.9	15.7
	類似団体	14.1	14.5	14.5	14.7	15.1	15.7	15.8	16.0	16.4	16.8

自治体が借り入れた地方債の元利償還金が、自治体の一般財源（使途の特定されない自由な財源）に占める割合。
数値が高くなれば、借金の返済に追われ自由に使える財源に余裕がなくなるといふことであり、一般的には10%を超えないことが望ましく、15%を超えると注意、20%を超えると危険とされている。

区分		H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
経常収支比率 (%)	徳島市	84.7	86.1	89.5	89.9	91.4	84.6	85.0	88.4	90.3	91.8
	類似団体	77.4	78.5	77.1	77.7	78.0	74.4	75.3	79.9	82.9	83.4

市税や地方交付税など毎年経常的に収入され自由に使える財源が、人件費・扶助費・公債費など毎年固定的に支出される経常的支出に、どの程度充当されているかを示す比率。70～80%が望ましく、80%を超えると財政構造の弾力性が失われつつあるといわれているが、平成14年度の全地方団体の合計値は、90.3%となっており、全国的に硬直化の傾向にある。

区分		H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
起債制限比率 (%)	徳島市	13.4	13.0	12.4	11.8	11.6	11.4	11.3	11.1	11.2	11.6
	類似団体	-	10.9	10.5	10.6	10.7	10.8	11.0	11.5	11.6	11.7

地方債の許可制限に係る指標で、標準的な財政規模に対する公債費の占める比率の過去3カ年の平均値。20%を超えると一部の地方債が、30%を超えるとほぼ全ての地方債が許可されない。

区分		H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
義務的経費比率 (%)	徳島市	50.8	47.9	48.6	48.2	49.3	47.7	49.3	49.0	52.8	54.4
	類似団体	36.6	37.5	36.3	38.5	38.2	39.8	41.1	41.6	43.0	44.3
うち人件費 (%)	徳島市	24.9	23.9	24.2	24.0	23.6	22.6	23.8	23.2	24.2	24.5
	類似団体	18.0	17.9	18.3	19.1	18.1	18.2	19.1	19.2	19.3	19.3
うち扶助費 (%)	徳島市	14.6	14.5	14.7	15.0	15.9	15.9	15.7	15.9	17.6	18.5
	類似団体	9.6	9.9	8.3	9.2	9.4	10.0	9.3	9.3	10.5	11.8
うち公債費 (%)	徳島市	11.3	9.5	9.7	9.2	9.8	9.2	9.8	9.9	11.0	11.4
	類似団体	9.0	9.7	9.7	10.2	10.7	11.6	12.7	13.1	13.2	13.2

支出が義務づけられ任意に削減できない経費である「人件費・扶助費・公債費」の歳出全体に占める割合。この比率が高いほど、財政構造が硬直化し、ゆとりがないことを示す指標となる。

区分		H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
投資的経費比率 (%)	徳島市	20.1	21.6	21.3	23.0	22.5	21.1	20.7	21.3	16.5	14.3
	類似団体	31.9	32.7	34.1	30.3	30.0	34.4	33.5	20.4	18.9	17.3

区分		H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
特別・企業会計繰出金 市民一人当り額(千円)	徳島市	29	29	32	33	34	35	41	43	43	45
	類似団体	-	-	-	-	-	30	35	40	37	38

H15四国県都の状況			
4市平均	高知市	松山市	高松市
17.8	24.2	13.8	17.3

4市平均	高知市	松山市	高松市
86.6	94.6	77.5	82.3

4市平均	高知市	松山市	高松市
11.8	15.5	7.0	12.9

4市平均	高知市	松山市	高松市
51.9	56.9	48.2	48.0

19.7	16.6	18.0	19.5
------	------	------	------

18.9	22.6	18.9	15.5
------	------	------	------

13.4	17.7	11.3	13.0
------	------	------	------

4市平均	高知市	松山市	高松市
18.2	19.9	16.0	22.6

42.3	46	40	38
------	----	----	----

部門別職員数の状況

(単位 人)

	徳島市	四国の県都市			類似都市				
		高松市	松山市	高知市	福島市	山形市	前橋市	市原市	
住民基本台帳人口 平成16年3月31日	262,092	333,439	476,250	326,786	288,614	250,716	282,892	280,579	
福祉関係を 除く一般行政	議 会	16	18	24	18	17	17	13	16
	総 務	276	326	434	315	354	278	299	333
	税 務	101	111	146	119	118	100	102	80
	労 働	0	4	5	5	3	5	6	4
	農 水	52	57	79	42	95	60	56	52
	商 工	22	27	41	41	30	29	39	16
	土 木	174	220	356	286	189	203	240	294
	小 計	641	763	1,085	826	806	692	755	795
	職員1人当たり 人口	408.9	437.0	438.9	395.6	358.1	362.3	374.7	352.9
福祉関係	民 生	482	464	460	565	236	199	354	353
	衛 生	359	286	372	406	219	150	225	177
	小 計	841	750	832	971	455	349	579	530
	職員1人当たり 人口	311.6	444.6	572.4	336.5	634.3	718.4	488.6	529.4
一般行政計	1,482	1,513	1,917	1,797	1,261	1,041	1,334	1,325	
職員1人当たり 人口	176.9	220.4	248.4	181.9	228.9	240.8	212.1	211.8	
特別行政	教 育	570	516	495	387	439	409	585	246
	警 察	0	0	0	0	0	0	0	0
	消 防	247	406	409	350	257	217	0	395
	小 計	817	922	904	737	696	626	585	641
公営企業等	病 院	472	397	0	367	0	516	0	34
	水 道	171	175	164	192	157	163	114	60
	交 通	110	0	14	0	0	0	0	0
	下水道	109	102	102	94	63	78	89	69
	その他	89	109	220	125	104	77	89	59
	小 計	951	783	500	778	324	834	292	222
総合計	3,250	3,218	3,321	3,312	2,281	2,501	2,211	2,188	
職員1人当たり 人口	80.6	103.6	143.4	98.7	126.5	100.2	127.9	128.2	

平成16年4月1日現在 地方公共団体定員管理調査による職員数

出典：総務省統計資料

2 財政危機宣言

財政危機宣言

21世紀を迎え、本格的な地方分権時代が到来する中、地方自治体は住民の負託に応え、地域の実情に応じた個性豊かなまちづくりを進めることが求められています。

徳島市においても、県庁所在都市として自治機能を強化し、市民と共に魅力ある地域社会の実現に取り組む必要がありますが、そのためには持続する安定した財政基盤が必要不可欠となります。

本市の財政状況は、バブル崩壊後の景気低迷の影響等により市税収入が減少を続けており、また、国の三位一体改革の影響により地方交付税等を含めた主要一般財源収入は、今後も厳しい状況が想定されます。

一方、歳出面では、人件費、扶助費などの義務的経費が依然高水準であることに加え、今後、東南海・南海地震対策等に多額の経費が必要となります。

これまでも、厳しい財政状況を克服するため、人員削減等の取組みを精力的に進め、行財政の健全化に努めてきました。しかし、仮に現状のままの財政運営を行った場合、極めて近い将来には企業の倒産にあたる財政再建団体に転落することは必至であり、市の財政は、まさに非常事態に直面しています。

私は、将来を担う子供たちに健全な財政を引き継ぎ、市民が夢と希望を語れる元気で誇りあるまちづくりのために、市民の皆様のご意見をいただきながら、職員と一丸となって、抜本的な行財政の健全化を断行します。

皆様の深いご理解とご協力をお願いいたします。

平成17年2月16日

徳島市長 原 秀 樹

3 行財政健全化の基本方針

(平成17年2月24日策定)

(1) 目的

財政危機宣言のもと、厳しい財政状況を早期に克服するとともに、将来を見据えた健全な行財政運営を確立する。

(2) 健全化計画

- ・行財政健全化計画策定 : 平成17年度
- ・行財政健全化集中取組期間 : 平成18年度～21年度(4年間)

(3) 取組方法

- ① 緊急的な集中取組期間を設定し、抜本的に財政体質の健全化を図る。
- ② 財政指標等、明確な行政目標(数値目標)を設定して取り組む。
- ③ 行政と民間の役割分担を整理し、市民との協働による行政運営の観点から取り組む。
- ④ 計画への市民の意見・要望の反映、取組状況・実績の公表を行うなど、市民の理解と協力を得ながら推進する。
- ⑤ 国において策定される、新たな地方行政改革の指針も踏まえて対応する。

(4) 健全化の方策

ア 小さな市役所

① 徹底した内部努力

総人件費の抑制、

- ・効率的・機動的な組織の再編、執行体制の見直し
- ・行政需要に対応した職員配置、直営方式の見直しによる職員数の削減
- ・給料、諸手当の見直し 等

公共調達・公共工事の効率化、内部管理経費の一層の縮減に努める。

② 民間活力の積極的な導入

市の行政責任の確保、市民サービスの維持向上を図ることに留意して、民営化・民間委託の推進、NPO等の活用について、積極的かつ計画的に導入を図る。

③ 公共施設の見直し

施設の配置、内容、運営形態等を再検証し、指定管理者制度の導入や施設の統廃合を含め、設置目的を踏まえた効果的・効率的な仕組みを再構築する。

④ 特別会計の健全化及び公営企業、外郭団体の経営改善

特別会計（国民健康保険事業、老人保健医療事業、下水道事業、介護保険事業等）について制度見直しも含めた健全化の推進、公営企業（病院事業、市場事業、水道事業、旅客自動車運送事業）について民間的経営手法の積極的な導入等による自立的な運営と経営改善の促進により、一般会計からの繰出を抑制するとともに、公社等の外郭団体について民間の状況も踏まえた在り方を再検証し、統廃合も含めて検討する。

イ 効果的な事務事業の推進

① 施策の適正選択

市民ニーズの的確な分析と費用対効果の精査、総事業費の抑制を行い、財源を踏まえながら、優先順位を定めて行政施策を展開する。

② 事務事業の見直し

事業の目的、内容、効果等を十分に点検し、必要性・効率性等の観点から、事務事業の廃止・縮小、類似事業の整理統合を図る。

③ 補助金等の合理化

行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等を十分に精査し、合理化を図る。

ウ 歳入の確保

① 税収等の確保

課税客体の的確な把握と徴収率の向上に努める。

② 適正負担の推進

市民負担の公平性、他自治体の動向、市民への影響等を把握し、各種行政サービスに対する受益者負担の適正化を推進する。

③ 財産収入の確保

遊休地の貸付け、未利用財産の計画的な処分に努める。

④ 財源の確保

新たな財源確保に向けて検討を進める。

エ 行政運営機能の強化

① 職員の意識改革、人材の確保・育成

公の奉仕者としての原点に立った意識改革を徹底するとともに、質の高い人材の確保、計画的な能力開発、適材適所の人事配置、能力・実績重視の登用等を推進し、職員の資質・意欲と公務能率の向上を図る。

② 窓口機能の強化

市民との接点である窓口の統合化等を推進し、市民の利便性の向上を図る。

③ 電子自治体の推進

市民サービスの向上や事務の簡素・効率化を図るため、情報通信技術の積極的な活用と業務改革に取り組む。

オ 市民の参画と協働

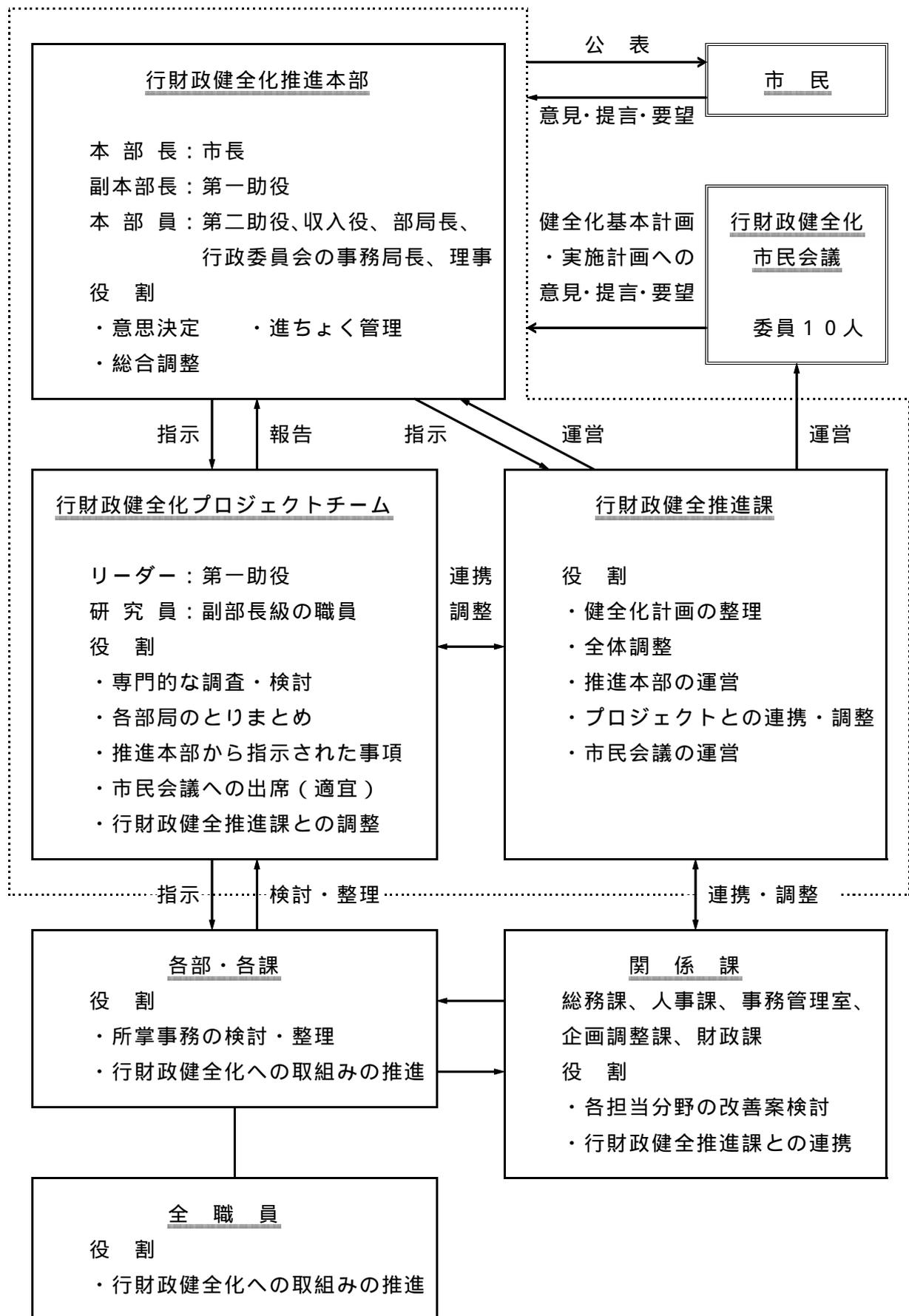
① 積極的な情報公開・説明責任

情報公開制度、個人情報保護制度の充実を図るとともに、市政情報の積極的な提供、的確な市民への説明責任の履行により、開かれた行政運営の推進を図る。

② パートナーシップの確立

広く市民の意思を反映させる仕組み、市民自ら主体的、自主的に地域づくりに参画できる仕組みを整える。

4 徳島市行財政健全化推進体制



5 徳島市行財政健全化市民会議 設置要綱・委員名簿

徳島市行財政健全化市民会議設置要綱

(目的)

第1条 行財政健全化のための基本計画及び実施計画の策定にあたり、市民の意見を反映させるため、徳島市行財政健全化市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 市民会議は、市が指定する事項や策定する計画に対し、幅広い視点から検討し意見を述べる。

(委員)

第3条 市民会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、各種団体代表者、公募市民等のうちから、市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 市民会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

4 副会長は、委員の内から会長が指名する。

5 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 市民会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明又は意見を聞くことができる。

(解散)

第6条 市民会議は、その任務が達成されたときに解散する。

(事務局)

第7条 市民会議の事務局は、総務部行財政健全推進課とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営等に関し必要な事項は、会長が市民会議に諮り決定する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

徳島市行財政健全化市民会議委員名簿

【50音順、敬称略、平成17年4月26日現在】

会 長	福岡 登	(四国大学長)
副会長	元木 康浩	(徳島商工会議所青年部直前会長)
	石田 和之	(徳島大学総合科学部助教授)
	伊勢 悦子	(徳島市民生委員児童委員協議会長)
	加渡 いづみ	(ファイナンシャル・プランナー)
	加藤 高明	(社団法人徳島県労働者福祉協議会長)
	竹田 實夫	(徳島市コミュニティ連絡協議会長)
	永井 真也	(市民公募委員)
	中村 昌宏	(徳島文理大学総合政策学部教授)
	森本 初代	(市民公募委員)

6 徳島市行財政健全化推進本部 設置要綱

(目的)

第1条 本市における行財政の健全化について、全庁的な体制のもと強力に推進するため、徳島市行財政健全化推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、前条の目的を達成させるため、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行財政健全化の基本方針に関すること。
- (2) 行財政健全化の推進計画に関すること。
- (3) 行財政健全化の実施に関すること。
- (4) その他行財政健全化に係る重要事項に関すること。

(構成)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、第一助役をもって充てる。

4 本部員は、第二助役、収入役、総務部長、財政部長、市民環境部長、保健福祉部長、経済部長、開発部長、土木部長、病院部長、消防局長、水道局長、交通局長、教育長、理事、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長及び農業委員会事務局長をもって構成する。

(本部長、副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部長は、必要に応じて会議を招集し、これを主宰する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させることができる。

(プロジェクトチーム)

第6条 推進本部に、徳島市プロジェクトチームの設置及び運営基準に関する規則（昭和48年徳島市規則第65号）に基づくプロジェクトチームを置く。

2 プロジェクトチームは、第2条に定める推進本部が所掌する事項について、推進本部の指示を受け、専門的に調査・検討し、その成果を推進本部に報告する。

3 プロジェクトチームの具体的な所掌事項及び構成員等は別に定める。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、行財政健全推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

7 徳島市行財政健全化プロジェクトチームの設置について

(平成16年8月31日設置、平成17年4月1日現在)

1 目的

徳島市行財政健全化推進本部設置要綱第6条に基づき、行財政健全化について、推進本部の指示を受け、専門的に調査・検討し、その成果を推進本部に報告するためのプロジェクトチームを設置する。

2 名称

徳島市行財政健全化プロジェクトチーム

3 構成員(18名)

- (1) チームリーダー (1名) 第一助役
- (2) サブリーダー (3名) 理事、総務部副部長、財政部副部長
- (3) 研 究 員 (14名) 財政部税務事務所長
市民環境部副部長
保健福祉部副部長(2名)
経済部副部長
開発部副部長
土木部副部長
土木部下水道事務所長
病院部副部長
消防局次長
教育次長(2名)
水道局次長
交通局次長

4 設置期間

推進本部設置の日から業務終了の日まで

5 業務内容

- (1) 行財政健全化に関する調査・研究
- (2) 行財政健全化に関する各部局の取りまとめ
- (3) 行財政健全化市民会議への出席
- (4) 行財政健全推進課との連絡調整
- (5) その他推進本部から指示された事項

6 庶務担当課

行財政健全推進課

8 用語解説

用語下の()は、本文中の掲載ページです。

- 行政評価システム・・・市民の目線に立って政策、施策、事務事業などについて、一定の基準や指標をもって行政の取組みの目的妥当性・有効性・効率性などを評価し、行政活動を改善していくシステムのこと。
(P 1)
- マイナスシーリング・・・シーリングは、もともと天井という意味ではあるが、行政用語として財政当局に予算要求を行う場合のあらかじめ設定した前年度予算額を下回る予算要求基準のこと。
(P 1)
- 一般会計・・・・・・・・地方公共団体の会計の中心をなすもので、地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計。
(P 1)
- 義務的経費・・・・・・・・歳出のうち、その支出が義務付けられ、任意に削減できない職員給与などの「人件費」、生活保護費・児童手当などの「扶助費」、市債の償還費である「公債費」のこと。
(P 1)
- 三位一体改革・・・・・・・・地方税財政制度改革の一つとして国が進める改革のこと。「国庫補助負担金の改革」「地方への税源移譲」「地方交付税の見直し」の3つを同時に一体的に改革することから、こう呼ばれる。
(P 1)
- 臨時財政対策債・・・・・・・・地方一般財源の不足を補てんするため、平成13年度から平成15年度までの間(平成18年度まで延長されている。)、地方財政法第5条の特例となる各地方自治体において発行される地方債。なお、この地方債の元利償還金相当額については、後年度地方交付税に算入されることとなっている。
(P 2)
- 経常収支比率・・・・・・・・市税や地方交付税などの経常的な収入が、人件費、扶助費、公債費などの経常的な支出にどの程度充てられているかを示す比率。この値が高くなるほど、財政構造の弾力性が失われる。
(P 2)
- 類似都市・・・・・・・・総務省において「人口」「産業構造」を基準として、地方公共団体を類型分類したもの。本市の類似都市は、「福島市」「市原市」であるが、特例市の「山形市」「前橋市」、中核市の「郡山市」「長野市」も同類型である。
(P 2)
- 繰出金・・・・・・・・一般会計と特別会計又は特別会計相互間において支出される経費。基金に対する支出のうち、定額の資金を運用するためのものについても含まれる。例として、一般会計から公営企業会計、国民健康保険事業会計などに対し、建設費・事務費などの補助のために支出されるものや収益事業会計から一般会計への収益金の繰出しなどがある。
(P 3)
- 特別会計・・・・・・・・特定の事業を行う場合、その事業の収支を明らかにするために特定の歳入歳出を充てるよう、一般会計とは別に経理を行う会計。本市では現在、国民健康保険、老人保健医療、食肉センター、下水道、奨学、土地取得、住宅新築資金等貸付、介護保険などの9会計を設置している。
(P 3)

企業会計・・・・・・・・・・ 地方公共団体が行う事業のうち、主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てるもので、地方公営企業法の全部又は一部が適用される会計。本市では現在、中央卸売市場、市民病院、園瀬病院、商業観光施設、土地造成、水道事業、旅客自動車運送事業の7会計を設置している。
(P 3)

財政調整基金・・・・・・・・ 地方自治体において年度間の財源の不均衡を調整するため、積み立てられた貯金のこと。例えば、地方自治体の収入は、その時々々の経済情勢によって変動するが、たとえ収入の落ち込みがあっても、ある一定の市民サービスは必ず行わなければならない、この時の資金不足を穴埋めするために保有する基金のこと。
(P 4)

財政再建準用団体・・・・ 市町村では、前年度実質収支において標準財政規模（地方公共団体における一般財源の標準的規模を示すもの）の20%以上の赤字を生じた場合、これに該当する。企業でいう「倒産」に当たる。財政再建準用団体になると、国の指導監督下に置かれ、国の同意を受けた再建計画に基づく財政再建が最優先となり、市独自の行政サービスの停止や使用料・手数料の値上げを強いられることになる。
(P 4)

外部委託（アウトソーシング）・・ 行政運営に民間企業やNPO・ボランティア等の外部団体の専門的な知識・技術・資源を活用し、業務を委託すること。
(P 8)

電子自治体（電子市役所）・・ 市民の利便性の向上、行政の簡素効率化・透明性の向上のため、インターネットの利用など、情報通信網・情報通信技術（IT）を駆使した行政運営を行う自治体（市役所）のこと。
(P 1 0 ・ P 1 7)

公共事業コスト構造改革プログラム・・ 平成12年9月に政府が策定した「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」を、継続実施することに加え、公共事業の全プロセスをコストの観点から見直す、政府全体として実施する取組みを新たにまとめたもの。
(P 1 1)

徳島市エコオフィスプラン・・ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、本市が環境事業者・消費者としての立場から、温室効果ガスの排出削減や環境に配慮した行動を率先して取り組むために策定した計画。
(P 1 1)

指定管理者制度・・・・・・・・ 市民サービスの向上と経費の節減を図るため、体育施設や文化施設などの公共施設の管理を地方公共団体の指定を受けた指定管理者（民間事業者も可）に行わせることができる制度。
(P 1 1)

PFI・・・・・・・・・・ 「Private・Finance・Initiative(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)」の略。公共施設など社会資本の設計、建設、維持管理及び運営に民間資本と経営ノウハウを活用し、民間主導で公共サービスの提供を効果的・効率的に実施していく手法。
(P 1 1)

スクラップ・アンド・ビルド・・ 事務事業の見直しの方法の一つ。限られた資源を有効かつ効果的に利用するため、既存事業の簡素効率化を図りつつ、常に見直し、不要になった事務事業は廃止するなどの方法により、新たな事業の資源を捻出する方法。
(P 1 3)

サンセット方式・・・・・・・・ 事務事業の終了年度をあらかじめ設定し、終了時点において事業の目標達成度などを評価し、継続の必要性がなければ原則として廃止する考え方。
(P 1 3)

財政健全化債・・・ 財政構造が悪化している地方自治体が、自主的に財政健全化に取り組む場合、これらの取組みにより、将来の財政負担の軽減が見込まれる範囲内で、発行できる地方債。
(P 1 5)

人材育成基本方針・・・ 長期的かつ総合的な観点で、職員の能力開発を効果的に推進するために人材育成の目的、方策などを明確にした人材育成に関する基本的な方針のこと。
(P 1 6)

経営管理能力・・・ 事業目的と組織目的を達成するために、環境への適応、事業の推進、集団の維持を同時に目指す、事業・組織を変革、維持する活動プロセス(=経営管理)としての能力。
(マネジメント能力)
(P 1 6)

徳島市セキュリティポリシー・・・ 本市が所有する情報資産の機密性、完全性などを向上させるための情報セキュリティ対策について、総合的、体系的に取りまとめたもの。
(P 1 7)

徳島市個人情報保護条例・・・ 個人情報の保護に関し必要な事項を定めるとともに、本市が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とした条例。
(P 1 8)

徳島市行政手続条例・・・ 処分、行政指導及び届出に関する手続について、必要な事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護することを目的とした条例。
(P 1 8)

説明責任・・・ 行政が、政策、施策などの形成過程や実施過程、その成果などを市民に対して分かりやすく説明する責任を負うという考え方。
(P 1 8)

パブリックコメント制度・・・ 行政による政策形成過程において、行政機関が原案を公表し市民から意見や情報の提出を求め、その意見などをもとに検討後、最終意思決定を行う制度。
(P 1 8)

NPO・・・ 「Non-Profit Organization(ノ・プロフィット・オーガニゼーション)」の略。一般に「民間非営利組織」といわれ、営利を目的としない、任意法人の民間組織の総称。
(P 1 9)

徳島市行財政健全化基本計画2005

発行日 2005年(平成17年)9月

発行 徳島市

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

<http://www.city.tokushima.tokushima.jp/>

編集 総務部 行財政健全推進課

TEL 088-621-5113 FAX 088-654-2116
